

記入上の注意（建設コンサルタント、建築設計）**1 共通事項**

- (1) 申請に必要な各様式については、奈良県建設産業課のウェブページからダウンロードしてください。
ダウンロードページ <https://www.pref.nara.jp/4143.htm>
- (2) 行政書士の職印を除き、申請書に押印は不要です（押印があっても受け付けます）。

2 競争入札参加資格審査申請書（様式1-1）

- ①申請年月日
申請書類の提出日（投函日）を記入してください。

【業者内容について】

- (1) 本社についての情報を記入してください。
(2) ②の商号又は名称欄については、株式会社等の法人の場合は、（株）・（有）等の略号を用いてください。

【申請担当者又は行政書士について】

- (1) 今回の入札参加資格審査申請における担当者情報を入力してください。
行政書士が行う場合は、行政書士の情報を入力してください。
(2) ⑦の所属欄について、行政書士の場合は事務所名から入力してください。

【登録を受けている内容について】

- (1) 入札参加資格を希望する業種について入力してください（今回申請できる業種は、「建設コンサルタント」（「河川、砂防及び海岸・海洋部門」及び「道路部門」）、「建築設計」のみです。）。
(2) ⑩の登録番号欄及び⑪の登録年月日欄については、国土交通省等に登録を行っている内容について、最も直近のものを入力してください。

【入札参加資格申請を行う部門について】

- (1) ⑭の営業所委任欄について、営業所に契約締結等の権限を委任する場合は、「○」を入力してください。

※契約締結等の権限を営業所等の代表者に委任できる営業所等は、以下の条件を満たす必要があります。

（建設コンサルタントの場合）

建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づき登録されている営業所等で、国土交通大臣に提出された直近の「現況報告書」に記載されている営業所。

※国土交通大臣に「現況報告書」を提出後、入札参加資格審査申請までに県内に営業所等を新設した場合は、入札参加資格審査申請書提出前に、各登録規程、法に基づき国土交通大臣に提出された変更届にその旨の記載がある場合に限り営業所等として取り扱います。

（建築設計の場合）

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく建築士事務所登録を受けている事務所。

【営業所内容について】

- (1) ⑭の営業所委任欄に「○」を選択すると、営業所内容についての入力欄が表示されますので、入力してください。

3 社会保険等適用除外誓約書（様式2）＜該当者のみ＞

内容を確認の上、提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、社会保険適用除外の理由を記入して提出してください（押印省略可）。

4 営業所一覧（様式3）＜該当者のみ＞

営業所がない場合、常時契約を締結する本店の名称を記載すること。

競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 8 年 12 月 10 日奈良県告示第 427 号）第 2 条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第 5 条に基づく変更等の届出書及び入札参加資格要件確認申請書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1 入札参加資格申請及び入札参加資格要件確認申請の審査事務
- 2 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
- 3 入札参加資格業者名簿の公開
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）等の法令等の規定に基づく利用又は提供

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、個人情報の保護に関する法律等の法令等の規定に基づく利用又は提供を除き、他の目的で利用又は提供することはありません。